

事務局ニュース

<http://hanno-gakudouclub.com>
hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp



能市学童クラブの会 事務局発行
 042-972-8490
 飯能市双柳 353-172

クラブの会指導員会主催で学習会を開催しました

8月31日(金) 9:30~11:30 飯能市市民会館にて、講師に元全国学童保育連絡協議会事務局次長で、大妻女子大学講師の真田祐(さなだ ゆたか)氏をお迎えして、学習会を開催しました。

クラブの会指導員の他、美杉台、精明の指導員や飯能市市議の金子氏も参加し、総勢37名で学童保育の役割や指導員の仕事内容、学童保育の“質”を学び合いました。

詳細は後日、指導員会からご報告を致しますので、どうぞ一読ください。

「学童保育」とは?から始まり、2015年3月に制定された「運営指針」について・学童保育が担う育成支援について等々、とてもわかりやすく、真田氏の「学童保育“愛”」が感じられた講義でした。終わってみれば、「2時間では足りない! 真田さんの話をもっと話を聞きたい!」という声が多数。

保護者の皆さんにも、ぜひ聞いていただきたい内容でした。

「学童保育」は、今や「親が勝手にやっていること」でも「親が全責任を負うもの」でもないのです。働く親や子ども達を社会全体で支えていこう、となってきたのです。

数に限りはありますが、学習会のレジュメをご希望される人にお渡しできます。

「どんな学習会だったのかな?」

「どんな話だったんだろう?」

「学童保育についてもっと知りたい!」など

興味のある方は、各学童クラブ指導員にその旨をお伝えください。

クラブの会ホームページのお問い合わせフォームからも受け付けます。



真田 祐 (さなだ ゆたか)

1955年生まれ。現在、大妻女子大学・白梅学園大学・東京YMCA社会体育保育専門学校で非常勤講師(「学童保育論」などを講義)。

2015年度から始まった放課後児童支援員の認定資格研修で、長崎県、鹿児島県、佐賀県、埼玉県、千葉県、東京都、栃木県、福島県などで講師。同じく子育て支援員研修放課後児童コースの研修講師を神奈川県、千葉県、埼玉県で担当。

元全国学童保育連絡協議会事務局次長(32年勤務、2015年8月定年退職)。全国学童保育連絡協議会事務局次長時代には、月刊『日本の学童ほいく』編集のほか、衆議院青少年問題特別委員会での学童保育集中審議で参考人(2005年)、社会保障審議会少子化対策特別部会(2009年)、「子ども・子育て新システム検討会議」作業部会(2010-2011年)で参考人として学童保育制度のあり方などについて発言。編著『シリーズ 学童保育』(全5巻)、共著『入門ガイド 学童保育指導員』『入門ガイド 障害児と学童保育』ほか。

書類の提出の時期について

クラブの会に提出していただく書類には様々なものがあります。

【入所申込書】、【変更届】、【休所届】…届出の事実が生じたら、すみやかにご提出ください。

【退所届】…原則、退所する1ヶ月前までにご提出ください。→10月末退所の場合、9月末日までに

保育料の変更を伴う届出は、金融機関の手続き上、前月15日までにご提出いただければ、翌月分より変更となります。20日以降となった場合は、翌々月引落とし時に精算となりますので、ご承知おきください。

いずれも、不明な点については、指導員か事務局へご遠慮なくお尋ねください!

9月8日(土)埼玉県県民活動総合センター(伊奈町)にて、埼玉県学童保育連絡協議会(以下県連協)主催の学習交流を目的とした拡大代表委員会が開催されました。

テーマは【学童保育への「指定管理者制度」導入と企業参入～実態を明らかにし、どう対抗していくかを考える】です。弁護士の尾林芳匡氏を講師に迎えて、講義を受け、討議・交流を行いました。

近年、学童保育の現場にも株式会社などの営利企業が続々と参入しています。身近なところでは、所沢市で今年度から3つの株式会社が8つのクラブを運営することになりました。※指定管理制度の選定による

なぜ、指定管理者制度が問題なのでしょうか？

一つの例をあげると、指定期間が数年間で運営体が変わる場合、運営体の方針によっては、保育の内容がガラッと変わってしまうことになったりします。ずうっと手作りおやつがあったり、外遊びがたっぷりできていたりしたのに、運営体の変更によって、手作りおやつがなくなったり、室内遊びばかりになったりすることがあります。また、保護者が継続して相談していたことも、そのことの引継ぎがなされていなければ、もう一度最初から説明しなければならなくなったりします。もちろん、いい方向に転じる可能性だってあります。

なぜ、企業参入が問題なのでしょうか？

企業(営利企業)はもうけ・利益を出すことを目的としています。そして、公的な事業を受託するにあたって、それまでかかっていたコストを抑える方向で受託します。そうすると、どこを削るか？保育事業はその大半が人件費を占めますので、人件費を抑える方向に動きます。尾林弁護士は「公共事業が民間委託されると、職員は非正規・嘱託になる」と話していました。非正規にする、ということは、「子ども達がいる時間だけ」指導員を配置するということです。子どもがいない時間帯に指導員のする仕事として、環境整備・現場の事務作業は当然ですが、何よりも欠かせないのが保育にかかわる業務です。子ども達との日々のかかわりについて、指導員同士で情報共有や実践検討をしたり、自らの保育を振り返ったりする時間は、保育の質の向上に欠かせません。その時間を確保することが、子ども達や保護者の皆さんの安心を確保することにつながると考えています。それが難しいのであれば、現時点で企業参入は歓迎できるものではありません。

「指定管理者制度」「企業参入」が実施されている自治体も徐々に増えています。「増えていること」イコール「良いこと」ととらえずに、いったん立ち止まって、皆さんも一緒に考えてみませんか？

今月のほいく誌の特集記事がちょうど「学童保育の運営——現状と課題」でした。県連協事務局次長の森川鉄雄氏も記事を寄せています。

学童保育の運営体が多様化する・・・それは学童保育が多くの人々に必要とされている実態に、対応しきれていない現状が表れているかもしれません。試行錯誤しながら、ひとつひとつ課題をクリアしていきけるように、今後も学び続け、発信をしていきたいと思っています。



難しい話ばかりでも、肩がこってきますので(^^)

読者からの投稿コーナー「パンレシピ」(P.68～71)

「なっトースト」！手間もかからず、おいしそうです☆彡

